

【家庭数配布】

令和 7 年 9 月 4 日

保護者のみなさま

岸和田市立山直北小学校
校長 尾 野 武 志

「気象警報発令時」の対応について（お知らせ）

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合や、山直北校区（岡山町、三田町、田治米町、今木町、東大路町）に避難情報が発令された場合、子どもたちの安全確保のため下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくをお願いします。

【1】「特別警報」、「暴風（雪）警報」、「大雨警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業(保育)中止（授業の繰上げ等）

★変更ポイント

従来は「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合のみ、臨時休業となっていました。が、令和6年度からは、「大雨警報」が発令された場合も臨時休業となります。

※大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害）いずれの場合も臨時休業の対象です。

※台風の有無は従来通り関係ありません。

※大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する場合があります。

※授業が中止となった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる場合があります。

【2】「特別警報」、「暴風警報」、「大雨警報」以外の警報（洪水警報、波浪警報、高潮警報）が発令されている（発令された）場合

- ①岸和田市に発令されている場合 ⇒ （原則）平常通り授業
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ 臨時休業・授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる

【3】自然災害に伴う警報が発令され、山直北校区に避難情報(避難準備・避難勧告・避難指示)が出ている又は出された場合

- ①午前7時現在、山直北校区が発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ②午前7時～始業時間で、山直北校区が発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ③始業時間以降、山直北地区に発令された場合 ⇒ 授業(保育)中止（授業の繰上げ等）

【4】本校の場合は校区内を流れる牛滝川や水路等が増水すると大変危険ですので、次の基準で臨時休業を行います。

- ①午前7時現在、牛滝川の水位がレベル2に達した場合（氾濫注意水位です）
- ②午前7時現在、牛滝川上流の地区に「避難指示」が出された場合
- ③午前7時現在、その後の雨量がこれまで以上に増えると予想された場合

以上の3点を考慮し、危険と判断した場合には、午前7時をめぐりに臨時休業とします。お知らせはメールで行いますが、この場合に限り（他校とは違いますので）町内放送もお願いしています。午前7時現在で連絡がない場合は、平常通り授業を行います。

※「臨時休業」「授業(保育)中止」「授業(保育)の繰上げ等」を実施する場合は、必ず学校園緊急連絡メールにてお知らせします。

【5】給食の取り扱いについて

- ◇始業時間までに「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令されている（発令された）場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。
- ◇始業時間以降に「特別警報」「暴風(雪)警報」「大雨警報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。